

日本国際貿易促進協会京都総局

The Association For The Promotion of International Trade, Japan, Kyoto Office

日本 京都市中京区烏丸通夷川上ル
京都商工会議所ビル 5階 〒604-0862
Kyoto Chamber of Commerce & Industry Bldg.,
Karasuma Ebisugawa, Nakagyo-ku, KYOTO, JAPAN

TEL : (075) 231-6401・6404
FAX : (075) 256-4675
E-mail: kyotosou@iapitkyoto.jp
HP : <http://www.iapitkyoto.jp>

2017年5月

各 位

2017. 7. 28

第80回専門セミナー

「中国における税関トラブル事例と急がれる対応策」

2016年を振り返ると6月の全国通関一体化の試行開始、10月の改正税関査察条例の施行等、中国は輸出入の増加や税関制度の利便化への対応に向けて取り組んでいます。また、2017年に入ってから、中国の政府33部門が連携して税関信用喪失企業に対する共同処罰を実施する旨の覚書が締結されるなど、更なる管理の強化が予想されます。

このほかにも加工貿易における審査承認の廃止など輸出入通関簡易便利化措置の導入を進める一方で、通関申告後における税関の査察権限及び措置がさらに強化されるなど、中国税関による取締りは今後いっそう厳格化されることが見込まれます。

こうしたなか、中国の税関手続をめぐり、税関密輸取締局が日系企業を密輸罪の嫌疑で捜査し、社員の拘束、起訴、刑事処罰を行うケースが頻発しています。また、HSコード（商品分類）の相違や輸入貨物申告価格、ロイヤリティの取扱いなどをめぐる税関とのトラブルが発生し、追徴課税を命じられるほか、厳しい行政罰に処され、企業信用等級も格下げとなるケースも報告されています。こうした点を踏まえ、日本本社においても実務の最新動向を注視しつつ、適切なリスク管理と迅速な対応が急務となっています。

今回のセミナーでは、長年日系企業の貿易コンプライアンス対策に取り組んでこられた、劉新宇弁護士を講師にお招きし、実際に外資企業が直面したトラブル事例をもとに、日本企業が取るべき対策について日本語で解説していただきます。

ご多用中とは存じますが、今回も多数ご出席賜りますようお願い申し上げます。

第80回専門セミナー

「中国における税関トラブル事例と急がれる対応策」

【講演内容】（予定）

- (1) 税関手続きの改革に向けた中国税関の施策
 1. 最新の税関管理実態
 2. 税関の内部管理体系
- (2) 税関審査の強化と査察部門の体制整備
 1. 通常税関検査
 2. 税関調査の実態

日本国際貿易促進協会京都総局

The Association For The Promotion of International Trade, Japan, Kyoto Office

3. 税関調査による企業への影響

(3) 外資系企業が直面する税関トラブル事例（ケース・スタディ）

- 事例 1. 輸入制限貨物の許可証なしでの輸入
- 事例 2. 関連会社間取引における課税価格の確定
- 事例 3. 広告宣伝費用の商品課税価格への計上
- 事例 4. 修理保証費の取引価格への計上
- 事例 5. ロイヤリティの支払いに係る税関の価格査察
- 事例 6. 「旅行持込貨物」として申告しない密輸行為
- 事例 7. 故意による輸入貨物の HS コードの虚偽申告
- 事例 8. 輸入貨物に関する技術性能の不実記載
- 事例 9. 特定税減免設備の無断転用
- 事例 10. 加工貿易での保税屑国内販売価格の虚偽申告

(4) 貿易コンプライアンスの対応策

- 1. 税関問題多発の原因
- 2. 問題発生の予防策
- 3. 税関デューデリジェンスの必要性と緊急性

【講師】

劉 新宇 氏（金杜法律事務所 中国弁護士）

<略歴>

上海復旦大学法学部卒業、

早稲田大学大学院修士課程（民法）修了。

1990 年中華人民共和国労働省に入省、同省直轄の大手国有企業集団に勤務（総務副部長、法務部長を歴任）。

1995 年北京莫少平法律事務所に入所、弁護士活動開始。

2000 年丸紅株式会社入社、法務部中国法顧問を務める。

2005 年金杜法律事務所に入所、日本業務担当のパートナー弁護士。現在に到る。

得意分野は、会社法務、企業 M&A・労働人事、国際貿易・国際商事仲裁で、最近では独占禁止法、反商業賄賂、労働法、税関・外貨管理関連及び紛争解決にも注力。中国政法大学大学院特任教授、中国人民大学法学院税関・外貨法研究所共同所長、中国国際経済貿易仲裁委員会仲裁人、日本商事仲裁協会仲裁人、中国社会科学院法学研究所私法研究センター研究員、中日民商法研究会副会長、早稲田大学トランスナショナル HRM 研究所招聘研究員、中国・国家外貨管理局法律顧問、中華全国弁護士協会国際業務委員会委員としても活躍。多くの日中団体、多国籍企業の法律顧問を務める。

中国における税関法のほか、投資・貿易、紛争解決等に関する弁護士業務に長年にわたり従事する一方、その実務経験を活かし、研究活動にも注力。その成果は多数の著書、論文、講演等において示され、税関分野に関する近年の論文には、「厳格化する中国税関調査と頻発事例～日系企業として急ぐべき対応策～（JMC JOURNAL 2017.5）」、「外資系企業の輸出入業務分野の最新動態——税関企業信用管理暫定弁法」に関する解説（BTMU 中国月報 2015.2）」、「税関価格評価の実務からみた最近の中国における課税価格の問題（BTMU 中国月報 2012.10）」、「貨物輸出入にかかわる中国の税関管理（City bros 2012.3）」、「中国における輸出入貨物の商品分類に関する税関上の問題」（NBL No.931 2010.6）等が挙げられる。

【日 時】 2017年7月28日（金） 13:30～16:30



日本国際貿易促進協会京都総局

The Association For The Promotion of International Trade, Japan, Kyoto Office

【会 場】京都商工会議所ビル 3階 第2会議室

〒604-0862 京都市中京区烏丸通夷川上る 電話 (075) 212-6420

【参加費】当総局会員企業 無料

その他 お一人 3,000円 (当日会場にて申し受けます)

【主 催】日本国際貿易促進協会京都総局

【お申込み】下記参加申込書にご記入の上、開催2日前までに、FAX 又は Eメールにてお申し込みください。

尚、会場都合により先着30名様で締め切りとさせていただきます。

【お問合せ】日本国際貿易促進協会京都総局

kyotosou@japitkyoto.jp TEL:075-231-6401 FAX:075-256-4675

【ご注意】

参加お申込み後、前日までに連絡ないまま当日欠席された場合は、会員非会員にかかわらず、すべて、終了後、用意した資料をお届けし参加費を請求させていただきます。

【お知らせ】京都総局が主催または開催協力するセミナーにお申し込みをいただいた方には、今後京都総局より同様のセミナーなど京都総局の事業のご案内をさせていただきます。ご案内を希望されない場合は下記までご連絡下さい。

お問合せ：日本国際貿易促進協会京都総局 TEL：(075) 231-6401

~~~~~  
(返信用) 日本国際貿易促進協会京都総局 行き

(FAX:075-256-4675 E-mail : [kyotosou@japitkyoto.jp](mailto:kyotosou@japitkyoto.jp))

## 第80回専門セミナー

### 「中国における税関トラブル事例と急がれる対応策」

2017年7月28日 (金) 13:30~16:30

## 参加申込書

標記のセミナーへ参加します

御社名：

事業内容：

ご芳名：

御役職：

郵便番号：

住 所：

TEL：

FAX：

E-mail：

ご質問等：